

どうやって利用するの？

①申請

市役所や高齢者あんしん相談センター等で申請をする。

↓

②要介護認定

- ・認定調査～認定調査員が直接ご本人と面談し、心身の状態を聞き取ります。
 - ・主治医意見書～市からの依頼に基づき、主治医がご本人の状態を記入する。
- 認定調査と主治医意見書を基に介護認定審査会で要介護度の判定をおこなう。

↓

③認定結果通知

要介護1～5と認定された方で

- ・在宅生活を希望するのであれば居宅介護支援事業所に連絡し、ケアマネジャーを紹介してもらう。
(お住いの地域の高齢者あんしん相談センターでも紹介してくれます。)
- ・施設入所を希望するのであれば介護保険施設に連絡し、入所の申込みをおこなう。
(入所は原則要介護3以上からとなります。)

要支援1、2と認定された方でサービス利用を希望する場合は
お住いの地域を担当する高齢者あんしん相談センターへ連絡する。

↓

④ケアプラン作成

介護サービスをはじめ、様々な支援をケアマネジャーや高齢者あんしん相談センター職員と相談し、自分に合ったケアプランを作成してもらう。

↓

⑤サービスの開始

サービス内容や料金などを確認の上、サービス事業者と契約する。
ケアプランに沿ってサービスをおこなってもらう。